

別表4 (第19条関係) 会計に関する事務の決裁及び専決事項

業務の責任者	関係条項	四大			短大	
		事務局長	総務予算課長	各課長*1	担当次長	事務室長
予算責任者	第5条	○			○	
経理責任者	第18条	○			○	
出納責任者	第21条		○			○
部署出納責任者	第21条			○		

*1 各課長（総務予算課長を含む）及び各事務長

1 収入

事項	関係条項	理事長	四大			短大		教員
			事務局長	総務予算課長	各課長*1	担当次長	事務室長	
(1) 収入契約								
ア 別に定めがあるもの以外*2	第29条				○		○	
(2) 債権管理								
ア 債権発生通知	第29条				○		○	
イ 請求書（督促状）発行	第30条				○		○	
ウ 債権放棄（別に定めがあるものを除く*2）	第32条		○			○		

*2 授業料等に関する規程、奨学寄附金取扱規程その他収入に関する規定

2 支出

事項	関係条項	理事長	四大			短大		教員
			事務局長	総務予算課長	各課長*1	担当次長	事務室長	
(1) 実施（起工）決定、契約方法、予定価格、契約相手方決定及び契約締結								
ア 工事の請負（軽微な変更決定を除く）	会計規程第16条	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満 （短大含む）	50万円以上 （短大は400万円以上） 1,000万円未満	50万円未満		400万円未満	
イ 工事の請負（軽微な変更決定）	会計規程第16条			50万円以上 （短大は400万円以上）	50万円未満		400万円未満	
ウ 製造（印刷物を含む）の請負	会計規程第16条	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	50万円以上 1,000万円未満	50万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	
エ 財産（物品を含む）、役務、その他の調達	会計規程第16条	1億円以上	500万円以上 1億円未満	50万円以上 500万円未満	50万円未満	500万円以上 1億円未満	500万円未満	50万円未満
オ 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、交際費、光熱水費、公課費、諸会費及び負担金	会計規程第16条				○		○	
カ 上記以外	会計規程第16条	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	50万円以上 500万円未満	50万円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	
(2) 入札参加資格審査及び確認通知	会計規程第16条			○ （通知）	○ （審査）		○	
(3) 入札質問の回答	会計規程第16条			○ （掲載）	○ （作成）		○	
(4) 入札（見積合わせ）の執行	会計規程第16条			○			○	
(5) 監督	会計規程第21条				○		○	○
(6) 検査（検収・履行確認）	会計規程第21条				○		○	○（担当教員ほか1名）
(7) 支払の決定（債務計上）	会計規程第33条				○		○	
(8) 支払の審査	会計規程第28条			○			○	
(9) 予算の流用	第11条	○中科目間	○小科目間	○細科目間		○小科目間	○細科目間	

3 資金管理

事 項	関係 条項	理事長	四大			短大		教員
			事務局長	総務予算課長	各課長*1	担当次長	事務室長	
(1) 現金預金の出納								
ア 支払いに関する出納	第21条			○ (短大含む)				
イ 小口現金の設置	第28条		○					
ウ 小口現金出納・保管	第28条			○				
エ 現預金の出納	第26条			○	○ (部署出納責任者管理のものに限る)		○	
オ 領収証発行	会計規程第32条				○		○	
カ 領収証用紙の保管・管理	第33条			○	○ (総務予算課長から交付を受けたものに限る)		○ (総務予算課長から交付を受けたものに限る)	
キ 預金口座の開設	第24条		○					
ク 銀行印・領収印の保管及び押印	第25条			○	○ (部署出納責任者管理のものに限る)		○	
(2) 短期資金の調達	第42条	○						
(3) 資金の運用	第44条		○					

4 資産管理

事 項	関係 条項	理事長	四大			短大		教員
			事務局長	総務予算課長	各課長*1	担当次長	事務室長	
(1) 資産の処分 (取得は、1収入及び2支出の区分による)								
ア 固定資産 (不動産)	会計規程第44条	○						
イ 固定資産 (図書)	会計規程第44条							○ (四大は情報センター長、短大は附属図書館長)
ウ 固定資産 (上記以外)	会計規程第44条		○			○		
エ 少額備品	会計規程第44条			○			○	
(2) 管理帳簿の整備								
ア 固定資産 (図書)	会計規程第45条							○ (四大は情報センター長、短大は附属図書館長)
イ 固定資産 (上記以外)	会計規程第45条			○			○	